

新宿連絡会 News

新宿連絡会（新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議）発行

☎111 東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉会館気付

☎03-3876-7073 / 030-818-3450

カンパ送り先：郵便振替口座00170-1-723682「新宿連絡会」

vol.8 1998/12/8

不当判決にも闘いは揺るがない！ 全都の仲間の団結で越冬に突入！

すでに皆さん、新聞報道等でご存じだと思いますが、11月27日、東京高等裁判所・刑事9部（裁判長・佐藤文哉）は、新宿連絡会の笠井・本田両君に対し、一審の無罪判決を破棄し、「懲役1年6ヶ月」（笠井君に執行猶予5年、本田君に同3年）の不当判決をくだしました。この判決は、ダンボールハウス撤去の違法性を指摘し、行政に対して福祉・就労対策の推進を注文した東京地裁判決とは180度異なる、政治的な反動判決と言えます。

控訴審の審理においては、検察側が「威力業務妨害」の「妨害」の中身までも二転三転させ、完全に論理矛盾を起こしているながらも、裁判長が容認して検察寄りの訴訟指揮を行なっていたこともあり、被告団・弁護団も警戒を強めていました。事実審理や法律解釈以前に、行政にやることに歯向かう者への反感をむき出しにした判決は、「先に結論ありき」の代物でしかありません。被告団・弁護団は、この不当判決を覆すべく、即日、最高裁に上告の手続きを行ないました。

新宿から全都に広がった野宿労働者の闘いは、すでに今年、全都の仲間による二度の対都大衆団交をかちとっており、「排除ではなく、仲間の屋根と仕事を保障する対策を推進する」という方針を行政に認めさせています。野宿の仲間の闘いがかちとってきた地平に比べると、一人の反動裁判官の出した判決が現場に与える影響は存在しないに等しいものです。しかし新宿においても判決前後から東京都第三建設事務所などによる小規模な荷物撤去も起こっており、私達は引き続き行政に対する警戒の眼をゆるめず、全都の仲間と共に「仲間の命を仲間で守る」闘いを進めていきたいと考えています。（次ページへ）

不当判決を弾劾する 新宿連絡会声明

1・24 新宿野宿労働者強制排除「事件」の控訴審判決が、27日、東京高裁第九刑事部により言い渡された。原判決を破棄し、笠井・本田両君を執行猶予付き1年6月の懲役に処するという内容である。

一審の判決で、我々は、「多くのなかまが野宿を強いられていること。東京都は対策を立てるどころか、強制排除を繰り返していること。『動く歩道』建設も排除の口実であること。新宿連絡会が話し合いを求めたにもかかわらず、東京都が工事着工を強行したこと」などの経過と主張をすべて問うた。結果、一審判決は、ダンボールハウスを住居と認め、我々の関心がダンボールハウスの撤去にあつたことを理解し、法律的には、弁護団の主張していた「当日の東京都の業務は権力的公務であり、被告らの抵抗行為は威力業務妨害罪の構成要件とはならない。」というところに落としたのである。

検察の控訴は最初から破綻していた。一審判決は、「東京都の業務は刑罰によって保護されない」とまで述べているのであり、控訴は、検察が自らの面子を保つため以外の何物でもなかった。控訴趣意書は、妨害行為の客体を公訴事実のそれとは異なる「バリケード撤去作業であった。」などとし、裁判所からも釈明を求められるほどであった。が、弁護団の「その部分を撤回せよ」という要求は不當にも退けられ、以降、検察側証人には、一審で取り調べ済みの第三建設事務所副所長が採用され、弁護団が、この「事件」について証言できる様々な人物を証人請求したにもかかわらず、一人しか採用しないなど、訴訟指揮は一貫して検察寄りであった。

控訴審判決要旨は「路上生活者に対する自主退去の説得が功を奏すれば、段ボール小屋の撤去に何らの問題もないことが明らかであるから、その説得行為にすら着手させない行為が許されるいわれはない。」などと、法律に照らしもせず、我々の抵抗行為に対する反感を表している。東京都に「説得」のつもりなどなかったことは、850人の警官・ガードマン・職員を動員していることからも明らかではないか！また、「段ボール小屋の撤去作業が強制力を行使する権力的公務に当たるか否かは、段ボール小屋の撤去作業に妨害があれば、これを排除するに足りる実力を備えていたか否かにより判断すべきである。」などとも述べ、権力的公務の何たるかも理解していない乱暴な議論をしている。行政それ自体に権力が賦与されており、公務自体が権力性を帯びることがあるので、法律に規定されているのである。機動隊を要請したから、権力的公務になるのではない。このような有り様だから、ダンボールハウス撤去の法的評価を、この裁判にとって最も核心となる部分の評価を回避しているのである。

憲法二五条・生活保護法が正しく運用されていれば、ダンボールハウスに住まざるを得ない事態は起こりようがないのであり、法律に守られていない我々が法廷で真摯に一審判決の正しさを主張した努力は、法律家を語る資格もない、新宿連絡会を敵視する人間によって無に帰せられた。

我々はここに、満腔の怒りを以て上告する。断固、控訴審判決を覆すまで闘う決意である。

1998年11月29日

(第五回越冬闘争突入の日に)

新宿連絡会

全都越冬突入集会に 250人が結集！

4月からの自立支援センター早期開設を求める全都統一行動では、都内各地で多くの仲間との出会いがありました。東京都に要求実現への道のりをつけさせた全都の仲間の団結で、この厳しい冬をのりきろう！--11・26全都越冬突入集会は、そんな趣旨で開催され、新宿の130人を筆頭に都内各地から計250人の仲間が恵比寿区民会館に結集しました。

集会では最初に、これまでの全都実（全都野宿労働者統一行動実行委員会）の闘いをふりかえるビデオを鑑賞し、全都の仲間の団結の力を確認した後、「野宿労働者には生き抜く権利がある。生き抜くために団結を強め、権利を大胆に行使していこう。」という内容の基調提起を全体で確認しました。その後、新宿、渋谷の「ベテラン」の仲間5人が壇上にのぼり、「仲間が語る冬の過ごし方」と題したパネルディスカッションを展開。路上での暖の取り方から行政施設の利用の仕方まで、具体的な「越冬」の知恵を会場の仲間とともに語り合いました。

集会は後半、新宿連絡会、渋谷・野自連、山谷争議団／反失実からそれぞれ決意表明を受け、今年の全都実行動の中で新たに出会った池袋と東京駅周辺の仲間からも力強いアピールを受けました。そして全都の仲間の団結を「ガンバロー」で確認して、集会は熱気の中で終わりました。

「全都越冬」を掛け声だけに終わらせることはできません。全都実は、従来からの活動のある3拠点（新宿、渋谷、山谷とその周辺）と、2地域（池袋、東京駅周辺）を大胆に結びつけながら全都越冬を闘っていきます。そして仲間の力で春をたぐり寄せ、来春の自立支援センター開設をかちとっていきたいと考えています。

日常活動の記録

* 日曜の新宿パトロールで出会った仲間の数

11/8 558、11/15 559、11/22 535
11/29 538、12/6 531

日曜のパトロールは、より多くの仲間を出会うため開始時間を早め（午後7時半中央公園出発）、コースも拡大しています。現在では北は大久保から南は代々木周辺、東は四谷近辺まで回っています。

* 毎月第2日曜の医師による医療相談

11/8 19人が相談、8人に紹介状

医療相談で紹介状をもらった人には翌日月曜日の新宿福祉行動（新宿区福祉事務所への生活保護集団申請）に参加してもらっています。福祉行動は医療相談の翌日だけでなく毎週月曜日に行っており、パトロールで出会った病気や高齢の仲間を中心に毎回5～10人が参加しています。

* 「宿泊援護」の仲間への面会・激励行動

秋に閉所した自立支援センター（暫定実施）から都内の二つの宿泊所に移動した「宿泊援護事業」の仲間（35人）への面会活動は毎週金曜日に行なっています。新たに就職を決めた仲間もいます。新宿連絡会は、それぞれの仲間の事情にあわせて、生活保護申請の手伝いや求職活動支援などを行なっています。

☆その他、山谷争議団から提起のあった賃金不払い常習業者への争議（上野・新宿・代々木の被害者9人と共にのりこんで賃金精算と謝罪をかちとる）に連絡会としても協力するということもありました。今後とも「仲間の命は仲間で守る」「仲間の権利を仲間でかちとる」活動へのご理解、ご協力をお願いします。（越冬支援要請は次ページと別紙要請文をご覧ください）

新宿越年・越冬闘争に

おたたかいご支援を！

今まで以上に厳しい越冬を初心に戻ってやり抜きたいと思います。
皆さんのご支援なしでは冬を越すことはできません。ご協力を！

第5回新宿越年・越冬闘争支援連帯集会

12/23（水）午後1時～5時 日本キリスト教会館4階会議室

（地下鉄「早稲田」駅より5分、または「高田馬場」駅から早大行きバス「西早稲田」下車徒歩3分。アバコブライダル、早稲田奉仕園と同敷地内）

第5回新宿越年闘争

12/27（日）夜～1/4（月）朝

12/27（日）午後5時新宿中央公園ポケットパークにて突入

（新宿駅西口より徒歩15分。都庁裏の公園の北東のかど）

越年闘争期間中は、新宿中央公園ポケットパークを拠点に、連日の炊き出し、パトロール（新宿、高田馬場に加え、全都実の一員として池袋、東京駅周辺も）に取り組むほか、医療相談活動、もちつきなどのイベントも行なわれます。昼から夜にかけての時間帯はポケットパークに誰かがおりますので、お近くにお住まいの方はお立ち寄りください。

野宿を余儀なくされた者の生き抜くための取り組みにあたたかい支援と連帯をお願いします。

☆カンパ送り先☆

郵便振替口座 00170-1-723682 「新宿連絡会」

東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉会館気付

必要なもの：米、衣類（男物中心。下着・靴下から防寒着まで）、使い捨てカイロ、毛布、そしてやはりリフトコロをあたたかくしてくれるもの。

お問い合わせ・連絡先：03-3876-7073／030-818-3450（笠井）

第五回新宿越年・越冬闘争に熱い支援を!

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議（新宿連絡会）



本98年は私たち新宿連絡会、そしてなによりも新宿で野宿を余儀なくされた仲間達にとつて最も過酷で苦難な年でした。96年1・24強制排除事件以降、一貫として守り続けて来た新宿駅西口地下広場での「不法占拠点」は、二月七日早朝の火災により瞬時にして焼失、五名の死傷者を出したのみならず、残された二百名近い仲間は西口地下広場からの自主退去を余儀なくされ、交渉で勝ち取った自立支援センターや暫定実施に移転、ないしは中央公園などへの移住を成さざるを得ず、新宿の西口地下で長年に渡り培つてきた仲間のつながりは一時的に分断されバラバラにさせられてしまいました。

西口地下広場を孤立化させてきた私たち（社会）の思想性の結果として生み出された、これが二月の負の顛末を、どう仲間の不利益としてではなく、利益へと反転させて行けるのか？これで本年私たち新宿連絡会に課せられた義務でした。私たちはセンターや内ににおける寮内闘争の着手と前進、そして、新宿のみならず全日本の仲間をパトロール（夜回り）で結ぶ全都工作方針を山谷、渋谷で共にたかう団体に提起、その方針のもと、全都野宿労働者統一行動実行委員会（全都実）を結成し、二度にわたる東京都福祉局との団体交渉、五月、十月の最大五百名規模での都庁デモ、六月、一ヶ月の最大三百名規模での団結集会へと結実化してまいりました。結果、東京都福祉局に年度内二か所の自立支援センターや恒久施設の建設を確約させ、現在そこのツメの作業に入っています。もっとも、これが全ての野宿者の問題を解決させる手段ではなく、とりわけ就労面での支援策を引き出すことには未だ十分ではなく、また、暫定実施における寮内闘争も息詰まりを見せ、今後の課題は極めて大きいと言わざるを得ません。

そして、昨日11月27日の東京高裁における1・24裁判控訴審での極めて許し難い反動判決で、私たちは野宿者の権利獲得運動は未だ一般社会の常識からして一合目すら達していない冷酷な現実にぶち当たる事となりました。そこで、野宿者の権利獲得運動は未だ野宿者たる野宿者の権利獲得運動は未だ野宿者たる事となりました。

私は私たち、「まだまだだ！」と決意も新たに、「本越冬を迎える事となりました。未だ野宿者はこな日本国社会の中では、「浮浪者」であり、「社会の役立たず」であり、「排除」してしまえば事たりる存在である。「その過酷な現実から私たちは再び出発します。」

「俺たちはゴミじゃない！」、「俺たちも人間だ！」この社会の底辺から発せられた深淵な言葉に私たちは再び真剣に耳を傾けようと思っています。そして、反逆の、報復の狼煙を再び路上面から発します。不法占拠万歳！貧乏万歳！富める奴らの富みを私たちは仲間と共に奪い尽くします。仲間の命と暮らしは誰の手も借りずに仲間で守る。これが私たちの原点であり、本越冬はその原点に立ち返り、徹底して仲間と共に現状を破棄する運動を邁進してみせます。

立場が変われば野宿者といふこの社会の激動の不安の中に生きるすべての皆さん！野宿者にも生きる権利があります。そして、共にたたかい続けます。決して権利獲得を諦めはしません。この思いに是非とも応えて下さい！

第五回新宿越年・越冬闘争支援連帯集会

一二月二三日（水）午後一時より日本キリスト教会館（西早稲田）

新宿越年闘争

一二月二七日夜から一月四日朝まで

二七日午後五時新宿区立中央公園ポケットパーク（北門広場）にて突入

力／＼バーバラにさせられてしましました。

（連絡先） 東京都台東区日本堤一の二五の一一番谷労働者福祉会館気付け

（郵便振替口座） 〇〇一七〇一一七二三六八二 「新宿連絡会」
〇三（三八七六）七〇七三もしくは〇三〇（八一八）三四五〇笠井まで